

平成24年(コ)第262号,同第318号

関西電力大飯原子力発電所3号機、4号機運転差止仮処分命令申立事件

債権者 262名

債務者 関西電力株式会社

主張書面(2)

平成24年5月21日

大阪地方裁判所 第1民事部合議係 御中

債権者代理人 弁護士 冠 木 克 彦

同 弁護士 武 村 二三夫

同 弁護士 大 橋 さ ゆ り

復代理人 弁護士 高 山 巖

同 弁護士 瀬 戸 崇 史

記

第1 はじめに

(1) 本主張書面においては、人格権などに基づく原子力発電所の稼働差し止めの場合の主張立証責任を多数の裁判例によって確認する。本仮処分申立事件においては、原発の安全性が争点であり、この安全性は債務者において安全性に欠ける点のないことについて主張立証を尽くさない場合には、債権者らの人格権が侵害される具体的危険があることが事実上推認され、本件原発の運転は許されない。

(2) 原発は安全設計審査指針類に適合することが確認されなければ運転できない。この安全設計審査指針類に適合することが立証されれば、上記の安全性に欠ける点がないについて相当の根拠を認められることになる。しかし、従前の安全設計審査指針類に欠陥があることは福島第一原発事故によって明らかになった。安全設計審査指針類及び耐震設計審査指針類も、その誤りが認められ、現在改訂作業中であって、安全性基準として機能していない。

(3) 債権者が、本仮処分申立書においても、また、前回4月24日付主張書面でも論じているように、政府は、四閣僚判断基準(甲48)によって、債務者の大飯発電所3号機、4号機の再稼働をしようとしているが、この四閣僚判断基準は、上記の安全設計審査指針類などに替わり得るものではなく安全性基準ではない。政府は「再稼働は4大臣が4月に決定した判断基準に基づく」(平成24年5月15日開催された政府交渉での発言 甲62)との表現で、四閣僚判断基準とは再稼働基準であることを認めた。つまり、「安全基準ではないが再稼働基準である」という矛盾のうえで、再稼働が強行されようとしている。

(4) 本件原発2基の再稼働問題が我国における原発問題の現在における焦点となっており、超危険物たる原発は確立された安全性基準に適合してはじめて運転が許される原則を明確に確立して、二度と悲惨なる原発事故が起こらない体制が確立されなければならない。

多くの自治体等の声明は、明確に以上の国民的意思を体現しているというべきである。

第2 「具体的危険性」の主張立証責任について

1 「具体的危険性」の主張立証責任の分配基準が確立されていること

(1)名古屋高等裁判所金沢支部判決平成21年3月18日判タ1277号317頁の採用する「具体的危険性」の主張立証責任の分配基準

ア 上記判例の「具体的危険」についての主張立証責任分配

上記裁判例の判示は次のとおりである。

「人格権に基づく原子力発電所の運転差止訴訟においては、当該原子力発電所に安全性に欠けるところがあって、被控訴人らの生命、身体、健康が現に侵害されているか又は侵害される具体的危険があることについての主張立証責任は、人格権に基づく差止訴訟の一般原則どおり、本来、被控訴人らが負うものと解するのが相当である。」

「しかしながら、前記第2章第2「前提事実」の4「原子力発電の仕組み」に判示のとおり、本件原子炉を含め、原子力発電所は、放射性物質を内蔵する施設であり、その運転は、原子炉の出力を一定にするため、高度かつ複雑な科学技術を用いて、核燃料の放射性物質の核分裂反応の量が一定に維持される（臨界）ように制御しながら行われるものであるから、常に潜在的な危険性を内包しており、このような技術利用の前提となる安全管理が不十分である場合は、この潜在的危険が顕在化し、放射性物質が原子炉の外部へ排出される可能性を有するものである。そして、前記第2章第2「前提事実」の7「放射線被ばくの人体への影響」に判示のとおり、放射線の持つエネルギーは極めて大きいため、極めて微量の放射線でも細胞やDNAの損傷をもたらす得ることからすれば、放射性物質が原子炉の外部へ排出された場合、この放射性物質により、被控訴人らのうち少なくとも本件原子炉の周辺に居住する住民の被ばくの可能性が存在するというべきである。…そして、その安全管理の方法は、各原子炉ごとに異なり、かつ、その資料はすべて原子炉設置者の側が保持していることなどの点を考慮すると、本件原子炉の安全性については、控訴人の側において、まず、その安全性に欠ける点のないことについて、相当の根拠を示

し、かつ、必要な資料を提出した上で主張立証する必要があり、控訴人がこの主張立証を尽くさない場合には、本件原子炉に安全性に欠ける点があり、その周辺に居住する住民の生命、身体、健康が現に侵害され、又は侵害される具体的危険があることが事実上推認されるものというべきである。そして、控訴人において、本件原子炉の安全性について前記説示の主張立証を尽くした場合は、本来主張立証責任を負う被控訴人らにおいて、本件原子炉に安全性に欠ける点があり、被控訴人らの生命、身体、健康が現に侵害され、又は侵害される具体的危険があることについて、その主張立証責任に適った主張立証を行わなければならないとするのが相当である。」

「そこで、以下では、まず、本件原子炉施設が本件安全審査における審査指針等の定める安全上の基準を満たしているかについて、 1 立地条件に係る安全確保対策、 2 平常運転時の被ばく低減に係る安全確保対策、 3 事故防止に係る安全確保対策、 4 運転段階における安全確保対策の順に検討し、これらが満たされていることが確認された場合には、控訴人は、本件原子炉に安全性に欠ける点がないことについて、相当の根拠を示し、かつ必要な資料を提出した上での主張立証を尽くしたことになるというべきである。そして、この場合には、本来的に主張立証責任を負う被控訴人らにおいて前記具体的危険性についてその主張立証責任に適った主張立証を果たしているか否かを検討すべきことになる。」

イ 「具体的危険性」の主張立証責任に関する判示の要約

このように上記判例は、「具体的危険性」の主張立証責任の分配について、原子炉周辺住民が許容限度を超える放射線を被ばくする具体的危険性の主張立証責任は原告側が負うとはしつつも、原子力発電所の潜在的危険性や当事者間における資料の偏在などの実質的考慮から、まず被告側において、本件原子炉の安全性に欠けることのないことについて相当の根拠を立証しない限り、本件原子炉に具体的危険性があることが事実上推定される。他方で、被告において安全審査における審査指針適合性を立証すれば、本件原子炉の安全性に欠ける点がないことについて相当

の根拠が認められる，と説示していると要約しうる。

(2) 上記主張立証責任の分配が確立された基準であること

上記主張立証責任の分配は，最高裁第一小法廷平成4年10月29日判決（民集46巻7号1174頁，判タ804号51頁）【行政訴訟である原子炉設置許可処分取消訴訟（伊方原発訴訟）】における主張立証責任を，人格権に基づく原子力発電所の差止訴訟に踏襲したものである。

同様に，人格権に基づく原子力発電所の差止訴訟において，伊方原発訴訟の主張立証責任論を取り入れた裁判例としては，①東北電力女川原子力発電所建設工事差止請求事件に係る仙台地判平6.1.31判タ850号169頁，②その控訴審仙台高判平11.3.31判時1680号46頁，③志賀原子力発電所建設差止請求事件に係る金沢地判平6.8.25判タ872号95頁，④その控訴審名古屋高金沢支判平10.9.9判タ994号82頁，⑤もんじゅ建設・運転差止請求事件に係る福井地判平12.3.22判タ1043号259頁，⑥浜岡原子力発電所運転差止請求事件に係る静岡地判平19.10.26（公刊物未登載）などがある。このように，伊方原発訴訟以降，多くの裁判例がその主張立証責任論を採用しており，現在は，上記主張立証責任分配基準が確立された基準であるといえる。

なお，本件は原子炉運転差止仮処分命令申立事件であるが，その具体的危険性の主張立証責任を，本案である差止訴訟における主張立証責任の分配基準と別異に解する必要はない。

2 本件において上述の分配基準を採用する必要性が高いこと

これまでに言及した各判例を通覧するに，原告の主張立証責任を緩和する理由として，原子炉は常に潜在的危険性を内包しており，その潜在的危険性が顕在化し，放射性物質が原子炉の外部へ排出されると，周辺住民の生命・身体等に直接的かつ重大な被害を与えることなどが挙げられている。

ここで，福島第1原発事故により生じた被害を想起してみるに，放射性物質の拡

散による土壌・海洋汚染，食料品からの放射能検出，住民の避難による生活破壊，および今後生じるであろう人体への悪影響等，その被害は周辺住民の健康被害にとどまらず，広範かつ甚大である。

このように，原発事故が現実には生じてしまい放射性物質が外部に放出され拡散してしまうと広範かつ甚大な被害が生じてしまうことが実証されたわけである。したがって，本件仮処分命令申立てにおいて，債権者の主張立証責任を緩和すべき必要性は以前にも増して高く，上述の分配基準を採用すべきである。

3 小括

以上より，本件においては，名古屋高等裁判所金沢支部判決平成 21 年 3 月 18 日判タ 1277 号 317 頁の採用する「具体的危険性」の主張立証責任の分配基準を採用すべきであり，まずは債務者において，本件原子炉の安全性に欠けることのない点について，相当の根拠を示し，かつ，必要な資料を提出した上で主張立証する必要がある。

第3 安全性に欠ける点がないとの出張立証がないこと

1 安全審査指針類への適合が確認できていないこと

(1) 福島原発事故の意味するもの

原子力発電所を推進する国及び電力会社は、原子力の平和利用として原子力発電所を美化し、原子力発電所は安全であると宣伝し続けてきた。世界では、アメリカのスリーマイル事故、旧ソ連のチェルノブイリ事故と深刻な事故が続いた。そして日本でも2011年3月福島第一原子力発電所の事故が起き、多量の放射性物質が排出し、多数の住民が避難を余儀なくされ、環境のみならず食物もまた放射能によって汚染され、いまなお多量の放射性物質が毎日排出され続けている。原子力は安全であるという「神話」は崩壊した。

この重大な事故を起こした福島第1発電所1号機～4号機はいずれも安全設計審

査指針類に適合するものとして設置許可がなされたものである。それにもかかわらず今回重大な事故が発生した。従来の安全確認の方法に問題があったことは明らかである。当然、従来の安全設計審査指針類の妥当性についての疑問が生ずることになる。

(2) 従来の安全審査指針類への疑問

安全設計審査指針 27 の誤り

安全設計審査指針 27 が「原子炉施設は、短時間の全交流電源喪失に対して、原子炉を安全に停止し、かつ、停止後の冷却を確保できる設計であること」とし、従来、このうち「短時間」とは約 30 分間であるとして運用してきたこと、しかし 1 号機、2 号機は 8 日目に、3 号機は 11 日目にそれぞれ電源回復し、その間 1 号機及び 3 号機の炉心溶融が生じたことは前述した。安全設計審査指針 27 の誤りは明らかである。

安全確保の考え方の当否

しかし問題は安全設計審査指針 27 にとどまらない。安全設計審査指針は「単一故障の仮定」を前提にしてきたが、その前提の妥当性にも疑問が生じた。さらに、安全設計審査指針は様々な「想定」を前提にしていたところ、今回「想定外の津波」という表現が使われたように、これらの「想定」が妥当かどうかにも疑問が生じてきた。安全設計審査指針の従来の安全性の考え方全体について見直す必要が生じてきたのである。

耐震設計審査指針の妥当性

今回の東日本大震災の地震動は従来の予測を超えるものであったことも前述した。そのため、地震動の予測を含めた耐震設計審査指針の見直しもまた必要となる。

(3) 安全審査指針類見直しの作業

ア 班目春樹原子力安全委員会委員長発言(甲5)

2011年(平成23年)5月19日班目春樹原子力安全委員会委員長は、安全設計審査指針 27 の「長時間にわたる全電源喪失を考慮する必要がない」は「明ら

かに間違い」と述べた。さらに、津波による電源喪失に対して防護が十分でなかったとして、多重防護を原則として指針を改定する、とした。さらに「予想を上回る地震だった」とし、耐震設計審査指針も見直しの対象となるとした（以上甲5）。

イ「安全審査指針類の検討について（指示）」（甲63）

さらに原子力安全委員会の審議を経て2011年（平成23年）6月17日原子力安全委員会委員長は原子力安全基準・指針専門部会部会長宛に「安全審査指針類の検討について（指示）」なる指示を発した。これは、「平成23年3月11日発生した東日本大震災では、東京電力株式会社福島第一原子力発電所において、地震及び津波により長期間にわたる全交流電源喪失及び原子炉の冷却機能の喪失に陥ったことから、原子炉炉心が損傷して大量の放射性物質が環境中に放出されるという深刻な事態に至りました」として「安全確保策の抜本的な見直しを図る必要がある」として、原子力安全基準・指針専門部会長に以下の事項を検討し、報告を求めるものである。

- 1．安全設計審査指針及び関連の指針類に反映させるべき事項
- 2．耐震設計審査指針及び関連の指針類に反映させるべき事項

ウ 山口彰「安全設計指針等の見直しに関するコメント」（甲64）

原子力安全委員会では、具体的に安全設計審査指針類あるいは耐震設計審査指針類のどの点に問題があるとしていたのか。なぜかこの点に関する同委員会の議事録が公開されていない。上記の指示をうけて開催された原子力安全基準・指針専門部会の2011年6月22日第17回会議の基指専第17-2号「安全設計指針等の見直しに関するコメント」（甲64）は、委員の一人である山口彰大阪大学環境・エネルギー工学専攻教授が作成し資料として配付したものである。これは、福島第一原子力発電所事故の進展と教訓を踏まえ、「4．指針類の見直しについて」の項で、

「想定を超える事象は同時に起こりうること、それが多重故障、多重防護壁を侵すこと」

とし、

「指針類の見直しのポイント候補（事故の進展から）」として、

自然現象（地震）	（指針 2、耐震指針）	（教訓 1）
外部電源	（指針 4 8）	（教訓 2）
自然現象（津波）	（指針 2、耐震設計）	（教訓 1）
全交流電源喪失	（指針 4 8）	（教訓 2）
非常用直流電源	（指針 4 8）	（教訓 2）
最終ヒートシンクの喪失	（指針 2 6）	（教訓 3）
計測制御系	（指針 4 7）	（教訓 1 4）
残留熱の除去	（指針 2 6）	（教訓 3）
原子炉格納容器の機能	（指針 2 8）	（教訓 3）
通信連絡設備	（指針 4 5）	（教訓 1 6）
制御室の居住性	（指針 4 3）	
燃料の貯蔵設備	（指針 4 9）	（教訓 4）
放射線監視	（指針 5 9）	（教訓 1 7）
単一故障、多様性、多重性（解説）		（教訓 2 6）

とほぼ指針の全分野に及ぶ 14 項目の見直しポイントを指摘している。

エ 各小委員会による見直しの作業

上記の指示を受け、原子力安全基準・指針専門部会のもとに安全設計審査指針等検討小委員会及び地震・津波関連指針等検討小委員会とが設置され、それぞれ検討を開始したことは既に述べた。

安全設計審査指針等検討小委員会は 13 回の会合を開催し、2012 年 3 月 14 日「発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針及び関連の指針類に反映させるべき事項について（とりまとめ）」を作成し、「平成 24 年（2012 年）3 月時点での論点等の整理結果」を示した（甲 65）。それは、

指針 27「電源喪失に対する設計上の考慮」を中心とした SBO（全交流電源喪失）対策について指針改定案を作成し部会に報告をした。

L U H S (最終ヒートシンク喪失)対策については、技術的課題を整理したうえで、L U H S 対策に係る基本的考え方を整理した。

及び 以外に、今後検討すべき事項について整理した、として以下の5項目をあげる。

安全設計審査指針における多重性、独立性、多様性の考え方について
安全機能を有する設備の共用について

水素の漏えい対策について

施設の状態監視について

使用済燃料の冷却について

地震・津波関連指針等検討小委員会は、「現在までに得られた知見や教訓を踏まえて、耐震設計審査指針の改定案及び同指針の運用・解釈を明確にすることを目的とした『発電用原子炉施設の耐震安全性に関する安全審査の手引き』の改訂案をとりまとめた」。しかし「現在、国内外において東北地方太平洋沖地震及びそれに伴う津波などに関する様々な調査研究が行われている。また東北電力株式会社女川原子力発電所や東京電力株式会社福島第一原子力発電所では、上記地震の観測記録が基準地震動 S_s を上回り、安全上重要な施設の損傷の有無などについて現在調査が進められている。地震・津波審査指針及び手引きの見直しは、これらの研究結果や調査結果を踏まえ、継続的に行う必要がある。」としている(甲66p1、p9)。東日本大震災に際して、津波ではなく地震動によって福島第一原子力発電所の機器損傷が生じた可能性を債権者らは指摘してきたが(申請書 p16 以下)、現時点でこれらの機器を直接確認することができず、確定することが出来ない。小委員会のとりまとめは、これらの研究結果、調査結果を踏まえてさらに見直しを継続的に行う必要があるとしているのである。

安全設計審査指針類と地震・津波関連指針類のいずれも、それぞれの小委員会レベルの検討すらまだ完結したのものでもなく、原子力安全委員会としてこれら指針類の見直しそのものをしたものでもない。これら指針類の見直し作業はまだ完了して

おらず、従ってあるべき指針類について大飯3号機、4号機が適合しているとの確認もなされていないことになる。

(4) 小結

以上みてきたように安全審査指針類の見直しはまだ完了していない。

現時点で大飯3号機4号機は本来の安全審査指針類への適合性が確認できたとはできないのである。従って、大飯3号機及び4号機について、安全性に欠ける点がないことについて相当の根拠を示し、かつ、必要な資料を提出した上での主張立証は、なされていないことになる。

2 ストレストテスト及び四閣僚判断基準が安全基準足りえないこと

(1) はじめに

ストレストテスト及び四閣僚判断基準が、原子力発電所の安全性基準たりえないことは平成24年4月24日付主張書面で詳述した。ここでは東大名誉教授であり、原子力安全・保安院の高経年化技術評価に関する意見聴取会及び発電用原子炉施設の総合的評価に係る意見聴取会のそれぞれ委員である井野博満氏の「ストレストテストは原発の安全性を保障できるのか」と題する2012年4月13日北海道倶知安市文化福祉センターにおける講演を紹介しながら、ストレストテスト及び四閣僚判断基準が安全基準たりえないことを示す(甲68、甲69)。

(2) 大飯原発とストレストテスト

関西電力は、大飯原発について報告書を提出し、保安院はその報告書が妥当とする報告書を出し、原子力安全委員会は保安院が妥当としたことは妥当だと確認した。関西電力は、大飯原発を運転再開するためにストレストテストをしたとしているが、そのことは保安院は評価していない。保安院も原子力安全委員会も技術的にこれで安全だとか、これで十分だとかということは一切言っていない(甲70)。

(3) 四閣僚判断基準

そこで政治のほうで安全判断の基準として四閣僚の判断基準をつくり、安全判断

の基準とした。その三つの基準のうち、一つ目は緊急安全対策の指示をうけたもの、二つ目は、福島第一原発を襲ったような地震・津波でも同原発事故のような燃料損傷には至らないこと、メルトダウンに起こらないということを確認しているかどうか(ストレステストで報告した審査書の判断基準の引き写し)、三つ目は30項目の技術的事項を実施するかということである。この30項目については、実施する気持があることを示せばよいというのが政府の判断だが、水密扉、ベントフィルターや免震重要棟は2015年までに作るから運転再開を認めてくださいというのが関西電力の工程表だが、少なくともそれらができるまで再稼動は止めるべきである。

(4) ストレステストとその問題点

安全性の審査は、地震については、想定される地震を考え、原子炉本体、機器や配管がもつかどうかのチェックをする。しかしその想定を超える地震とか津波が来た時にどれぐらいになったらダウンするかという頑健性、ロバストネスを調べ、弱いところを丈夫にしようということでEU、ヨーロッパが導入したのがストレステストである。日本ではそれを再稼動にリンクさせ、定期検査中の原発を動かすときには一次評価を実施する、それから二次評価は全ての原発について実施するとした。

第1の問題点は、従前の安全審査の不備があり、その議論がまだ済んでいないのに、それを置いて、ストレステストで再開できるかどうかの判断をすることはおかしい。

第2は、ストレステストの評価についても市民・住民の参加が必要である。

第3は、定期検査中の原発を動かすときは一次評価というが、稼動中の原発は一次評価をパスする(一次評価をしない)というのは不合理である。

第4は、福島原発を襲った津波がきても大丈夫というストレステストの判断基準が明確ではない。

第5は、福島原発事故については、津波が来る前に地震で配管・機器が損傷を受けていたという意見が多数出ており、そう考えないと説明できないことがいろいろ起きているが、事故原因をはっきりさせないで再開させていくべきということは非

常に問題である。

第6は、東日本大震災の大地震は誰も想定していなかった。果たしてこの地震列島の日本で原発は安全に存在しうるのかを根本に戻って議論をすべきである。

第7は、経年劣化（老朽化）の現実を反映させていないこと。

第8は、ストレステストは地震・津波を対象にしているが、それ以外の自然災害、航空機の墜落やテロなど人為的事象、設備のシステムや人為ミスなど、全て考えて安全性に関する総合的評価がなされなければならない。

第9は、過酷事故にともなう被害とその緩和策について評価することが必要である。

（5） 大飯3号4号制御棒挿入性評価

原子力発電所は事故のとき、「止める」、「冷やす」、「閉じ込める」が重要である。ストレステストの対象になっていないが、「止める」ということから制御棒をある時間内に入れることが重要となる。大飯原発3号機及び4号機については、2.2秒が基準であるところ、従来二つの断層の連動を想定して700ガル、2.16秒でとまるとしていたが、熊川断層が連動し、1000ガルになると比例して計算すれば2.38秒になることになる。保安院が原子力安全委員会に示した資料では、従前の2.16秒は簡易評価（応答倍率法）であり、実は1.88秒（時刻歴応答法）で入ると説明を変えた（2012年3月13日の原子力委員会におかれた発電用原子炉施設の安全性に関する総合的評価検討会（第5回）における保安院が関西電力から口頭で聞いたとする説明 但しこの説明は文書では確認されていない）。危なくなると計算方法を変えて大丈夫な様にするということは「アセスメント」ではなく「アワズメント」であり、大変問題である。

（6） 緊急対策への疑問

緊急対策では電源車の確保とされている。地震がきてガレキがあってもレッカー車でどかさ時間もいれて計算するという。しかし大雪だったら、雪を全部どかさなければならない。本当に緊急安全対策は十分なものといえるのか疑問である。

3 Fo-B - Fo-A - 熊川断層の連動と制御棒挿入時間

(1) はじめに

上記のように発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針（以下単に耐震設計審査指針という）は、福島原発を想定外の地震が襲ったことなどから、欠陥がある疑いがあり、現在その見直し作業がなされている。新しくできる指針は、より厳格なものとなることが予想されるが、大飯原発3号機及び4号機はこの従来の耐震設計審査指針等が求める基準にも到達していない。

(2) 従来の耐震設計審査指針類の基準と制御棒挿入時間

従来の耐震設計審査指針の考え方は、発生する可能性があり、施設に大きな影響を与えると想定することが適切な地震動による地震力に対して、その施設の安全機能が損なわれることがないように設計されなければならない、とするものである。そして「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」については、敷地に大きな影響を与えると予想される地震（検討用地震動）を複数選定し、応答スペクトルに基づく地震動評価と及び断層モデルを用いた手法による地震動評価を行うなどして、基準地震動 S_s を策定する。そして重要度分類により施設をクラス分けし、原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器・配管系、使用済燃料を貯蔵するための施設など S クラスの各施設は、基準地震動 S_s による地震力に対してその安全機能が保持できることが求められる（甲53）。これは構造強度評価と呼ばれるが、これとは別に制御棒挿入性の観点から動的機能維持評価も求められる。原子力発電所は事故に対して、「止める」「冷やす」及び「閉じ込める」が重要であるとされる。地震を感知したときは、まず炉を「止める」ため制御棒が速やかに挿入されることが要求される。

この時はタービンも自動停止するので、通常の蒸気発生器を通じた冷却機能は停止状態になる。また地震により外部電源を喪失することを想定すべきである。タービン動補助冷却系の冷却機能も瞬時に動くというわけではない。制御棒が全挿入された場合でも停止した瞬間は、全出力の約7%の崩壊熱が残る。崩壊熱は停止後1分で約半分に、約5時間後には約10分の1に減少するが、極めて長期にわたって

炉を冷却しないと炉心溶融に至る。

核分裂反応は極めて早く進み、核分裂から核分裂という反応時間はナノ秒（10億分の1秒）のオーダーである。制御棒の挿入が0.1秒遅れただけで、停止後5時間後の崩壊熱より一桁高いレベルの熱が発生するのと同等になる。このため制御棒挿入時には燃料被覆管温度の計算値が1200度を越えてはいけないという制限が設けられている。燃料被覆管温度が900度を超えるとジルコニウムの酸化がおきる。さらには、炉心の冷却可能な形状を維持することができず、炉心溶融に至ることを防止する観点から、炉心溶融をおこしたスリーマイル島原発事故を踏まえ、ECCS 性能評価指針（軽水型動力炉の非常用炉心冷却系の性能評価指針甲54）に基づき、上記の1200度の制限が設けられている。大飯原発3号機及び4号機の場合の制御棒挿入時間は、評価基準値2.2秒とされている（甲29 p22、p27 なお甲55）。

（3）債務者が行ってきた評価

活断層が地震を引き起こすこと、活断層の長さが地震の強度におおきく影響することは広く知られている。

ア 債務者はもともと、Fo-B と Fo-A との連動は考えてこなかったが、平成21年3月3日保安院から同時活動を考慮するよう指示され、同年5月23日付の「新耐震指針に照らした耐震安全性評価のうち活断層評価について」（甲25）において、この2つの断層について同時活動（連動・35km）を考慮した。

平成22年1月15日付「大飯発電所3、4号機新耐震指針に照らした耐震安全性評価（中間報告追補版）に関する補足説明資料 - 耐震安全評価結果について - 安全上重要な機器 - 配管系」（甲29）において債務者は、Fo-B と Fo-A の同時活動を考慮した上で、各重要機器についての耐震評価を行った。

この中で、原子炉容器や蒸気発生器の評価とともに、制御棒挿入性を評価している（4-2-5）が、

基準地震動 S_s による発生値	評価基準値
--------------------	-------

2.16秒

2.2秒

との式を出して、発生値は評価基準値以下であるとして、安全性の根拠としている。

以上の評価は、Fo-B、Fo-Aの連動を基準地震動として計算して、安全としたものである。

イ これに対し、経済産業省は、平成24年1月27日「平成23年東北地方太平洋沖地震から得られた地震動に関する知見を踏まえた原子力発電所等の耐震安全性評価に反映すべき事項(中間取りまとめ)について(指示)」(甲26)を出した。

すなわち、「美浜発電所、高浜発電所、大飯発電所周辺の内陸地殻内の活断層の連動性の検討において、活断層間の離隔距離が約5キロメートルを超える活断層等、その連動を否定していたものに関し、地形及び地形構造の形成過程(テクトニクス)、応力の状況等を考慮した連動の可能性の検討について指示をうけた」(甲27の1)

つまり、大飯発電所について、「内陸地殻内活断層」とは熊川断層であり、この熊川断層とFo-B、Fo-Aとの連動を検討せよという指示である。

その指示により債務者が評価した断層(甲27の2)は熊川断層であり、この3連動を仮定した検討結果を甲27の3で出している。その結論はかわらず安全とした。

ウ 甲27の3の第2図のグラフは断層モデルによるものである。これは、多数の波線は種々の破壊点からの地震動のグラフであって、青い太い折線が基準地震動であるとされる。黒い太い折線は基準地震動に1.8を乗じた数値(ストレステストにおいて、1.8倍の値が崖っぷち-クリフエッジになる値とされている)であり、このグラフでみると、青い太い折線をこえる地震動はあるが、黒い太い折線より下にあり、したがって安全であるという評価をしている。

(4) 安全性についての疑問

ア クリフエッジで安全性を評価することはできない。

この評価値について、ストレステストによるクリフエッジ(崖っぷちの数値。つまり、破壊の直前の数値。なお、因みに、安全基準というのは安全裕度をもった値、

つまり、崖っぷちのずっと手前を限度として定めるものであって、崖っぷち以内であれば大丈夫というような安全基準は世の中に存在しない)のやり方で、債務者は「その結果第2図に示すとおり、大飯発電所3・4号機ストレステスト一次評価において確認したクリフエッジ(基準地震動 $S_s - 1$ の1.8倍)を下回ることから、仮に連動を伴う地震が発生した場合でも問題がないことを確認しました(甲27の3)と述べる。

その関係を同号証の第2図のグラフでみると、黒い太線は $S_s \times 1.8$ と表示されているように、基準地震動 $700 \times 1.8 = 1260$ ガルの線である。なるほど、余裕があると見えるが、この線を超えるとプラントは破壊されて、放射能の閉じこめはおろか、それこそ全関西を住めなくするような事態を招くことを意味しているものである。そんな破壊線ともいべき数値に至るまで原発のプラントを運転してもよいなどという「地獄のささやき」に応ずるわけにはいかない。

イ 制御棒挿入時間の基準を満たさないこと。

上記のように、制御棒挿入時間には制限が設けられ、大飯3・4号の場合は2.2秒となっている。

4月24日主張書面で述べているが、2連動の基準地震動を債務者は700ガルと計算し、3連動では760ガルというが、この計算方法は間違っていることを既に述べている。

甲第27号証の2の第2図のグラフで、波型の地震動のグラフ全体を包絡する線を、黒い太線と青い太線の間で考えると、「大飯発電所EW」のグラフでみると、約1000ガルのあたりを通る線と考えられる。井野博満教授は、前記講演で1000ガルという値を採用し、制御棒挿入時間は2.38秒と計算していることは前述した。前記主張書面では、比例計算をして900ガルという数値も出している。申立書p29の図で示したように、746ガルの場合発生値が評価基準値2.2秒になる。900ガルにしても1000ガルにしても、制御棒挿入時間の許容値2.2秒(甲29 22頁、27頁)をこえることになる。債務者は3連動の場合760

ガルで計算しているが、その場合でも発生値は、評価基準値 2 . 2 秒を当然に超えるものである。

(5) 小結

以上のように、Fo-B - Fo-A - 熊川断層が連動した場合は、旧耐震審査指針類が求める制御棒挿入時間の制限を守れないことになる。大飯原発 3 号機及び 4 号機は地震の場合の制御棒挿入時間についても旧耐震審査指針類が求める基準を満たすことができず、この点においても、安全にける点がないとはいえないのである。

4 津波対策は基準もなく、なされていない。

ア はじめに

政府経済産業省は、今回の東京電力福島第一原子力発電所の悲惨な事故原因を「津波」と主張している。(学者や関係者及び債権者も含めてこの津波原因説を批判しているが) にもかかわらず、津波に対する対策ができたといえるものはない。そもそも、これまでの「耐震設計審査指針」には津波に対する指針は存在せず、今回、改訂するにあたってはじめて津波条項を入れている。(甲 7 1)

はじめて策定 (正式には予定) された津波に対する指針に従って、それを審査する規制庁も存在しない中で、「津波に対しても適切な対策がある」として再稼動にふみきろうとしているなどのもつてのほかというべきである。

イ 改訂予定の「津波に対する安全設計方針」(甲 7 1 1 1 頁)

() 基準津波の策定

「施設に大きな影響を与えるおそれがあると想定することが適切な津波 (以下、「基準津波」という) として、発生要因及び不確かさ (ばらつき) を考慮した上で策定しなければならない」と規定し、解説では詳細に説明しており、特に「その策定に当たっては、個別の安全審査時における最新の知見に照らして、その妥当性が十分確認されなければならない」(1 2 頁) と述べている。

政府の四閣僚基準の津波のところは、「基準 (2)」で(注 3)に「津波は今回の事

故の直接的な原因となったと考えられることに鑑み、15mの津波、あるいは、各発電所の想定津波高さより9.5m以上の高さの津波に耐えられることを求める」とある。根拠は、福島第一発電所の想定津波高さが5.5mに対して最大遡上高さ15mがきたから、その差9.5mを加えようというものであり、合理的根拠など存在しない。

() 津波に対する設計方針

「基準津波によっても、施設の安全機能が重大な影響を受けるおそれがないこと。」を設計基準としている。(同13頁)

ウ 安全審査の方法

この改訂と同時に「手引き」も改訂される予定であり、その手引きは「地震・津波に対する安全審査の手引き」と名前も変えて、詳細な定めをしている。(甲72)

しかし、これらはまだ正式に決定されていないし、当然、何ひとつ実行はされていない。

エ 債権者の指摘

債権者は申立書において、その第7項以下に述べているが、改訂予定の「手引き」に従って、債権者が指摘した天正地震による津波の調査や、丹後地方の調査も必要である。現在、どのようなやり方であるかは不明であるが、津波についての調査がなされていると聞いているが、その結果が明らかになるのは秋ごろと伝えられている。

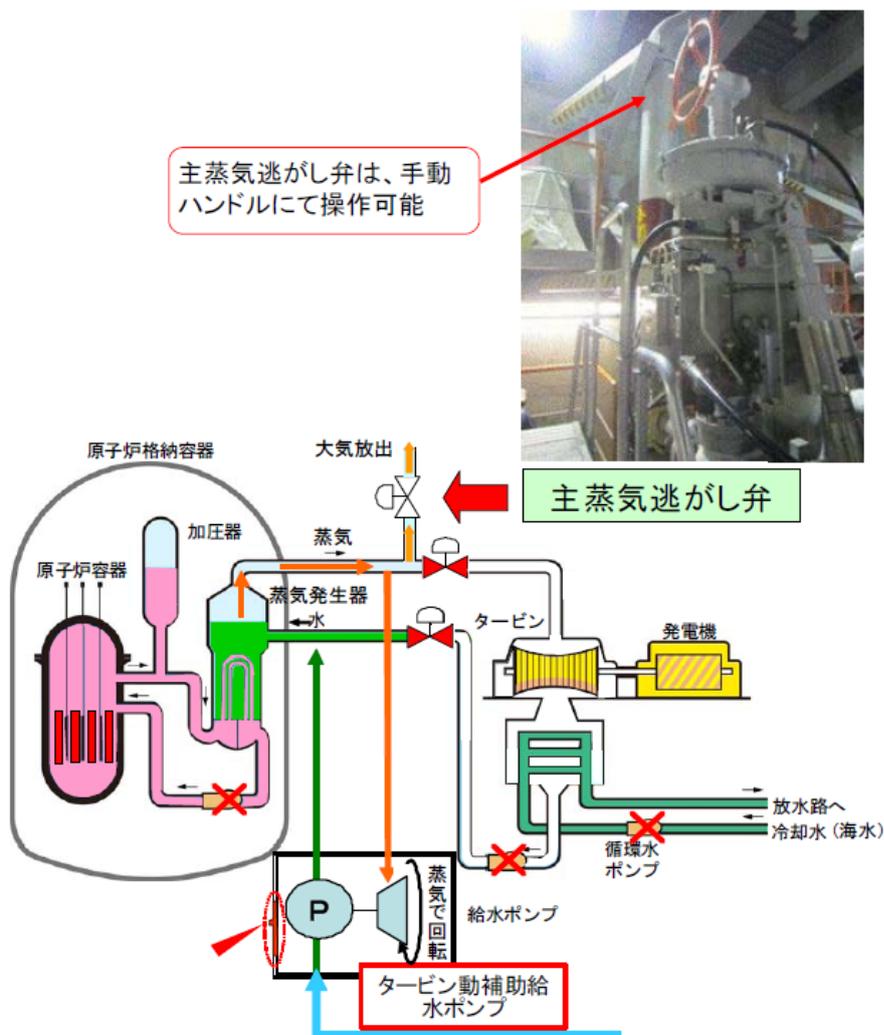
オ 小結

以上のように、津波に対する対策など確定なものは何ひとつ明らかではなく、正に、「安全性に欠ける点がないとはいえない」事態が存在しており、この点からも再稼働は許されてはならない。

5 タービン動補助給水ポンプの不備問題

タービン動補助給水ポンプは、全交流電源喪失状態に至った場合に、バッテリーによる直流電源で弁を動かす以外には、電気以外の動力のみで炉心を冷却すること

ができる、ほぼ唯一の装置である。同ポンプは、蒸気発生器水位異常低信号または母線電圧低信号により、ポンプの駆動源となる蒸気を供給する起動弁2台が直流電源で開放し、あとは蒸気力により冷却用給水ポンプが駆動する仕組みである。



主蒸気逃がし弁は、手動ハンドルにて操作可能



主蒸気逃がし弁

タービン動補助給水ポンプ

普段は全く動いていない非常用の装置であるが、これを定期検査中に動かすと、さまざまな故障が生じている。

例を挙げれば以下のとおりである。

(1) 美浜1号機 (債務者設置)

2008年12月3日、運転中にタービン動補助給水ポンプの起動試験をした

ところ、ポンプ吐出圧力が低い値を示したため、保安規定の運転上の制限を満足していないと判断された。

原因は、ガバナ弁ドレン配管が詰まったことにより、排出不良が発生したことである。それは、ドレン室内の炭素鋼製品部に錆が発生し、また虫が入り込んで、錆と虫の死骸がわずかな隙間に入り込んだことにより、ガバナ弁が中間開度までしか開かず、吐出圧力が低下したと推定される。

(2) 高浜1号機(債務者設置)

2010年5月14日、運転中、タービン動補助給水ポンプ起動試験において、「タービン動補助給水ポンプ制御油圧低」警報が発信し、保安規定の運転上の制限を満足していないと判断。

原因は、運転員が起動試験前に清掃を行った際、意図せず軸受油系の弁に触れ、微開となっていたことから、起動試験時に軸受箱内の排油が適切に行われず、警報が発信したと推定される。

(以上の(1)(2)は、2012年4月25日 福井県原子力安全専門委員会での報告資料より)

(3) 高浜3号機(債務者設置)

定検中に運転員がトリップラッチ(停止レバー)に触れたため、運転不能状態になって警報が鳴った。(甲73)

(4) 美浜3号機(債務者設置)

2004年8月9日の美浜3号機事故の経過において、タービン動補助給水ポンプが起動したが、その後いったん止めた後、再度起動させようとしたとき、補助給水流量制御弁A、B、CのうちAとCが開動作しなかった。原因は設計ミスとされている。(甲74、75)

(5) 伊方1号機(四国電力設置)

2004年1月16日、定検中に給水ポンプの軸封部付近から白煙があがった。摩擦熱のせいだとされている。(甲76)

(6) 同機

2009年7月10日、タービン動補助給水ポンプに蒸気を送る配管内のドレン水を排出する系統の手動弁に貫通傷が生じ、蒸気が漏洩した。当該弁を新品に取り替えた。(甲77, 78)

(7) 伊方2号機(四国電力設置)

2009年7月1日、定検中にタービン動補助給水ポンプのトリップ(停止)信号が発信。運転員がトリップレバーに触れたため。トリップ信号発信中の3秒間は、保安規定に定める運転上の制限を満たしていなかった。(甲79)

(8) 敦賀2号機(日本原電設置)

2008年7月21日、タービン動補助給水ポンプを駆動させるための電動の蒸気入り口弁AとBを開こうとしたところ、Aが開度6%で停止。電動機を停止させるための電磁ブレーキの摩擦板が脱落したため。

電磁ブレーキはこれまで1回も点検していなかった。これを4定検に1回は点検するよう改善。(甲80, 81, 82, 83)

美浜1号機のトラブルで明らかになったが、現に、錆や虫の死骸のために弁が動かなかった。蒸気排出口が開放状態であるために、容易に虫が入り込むという、設計上の問題である。

2012年4月25日の福井県原子力安全専門委員会に提出された、同月18日実施の「大飯発電所3, 4号機の現場確認結果について」報告書案において、同発電所でのタービン動補助給水ポンプの分解点検は、「予め定められた保全計画に基づき」約4年に1回の割合でしか行われていないことが明らかにされた。

また、作業員が単にレバーに触れる程度のミスで容易に稼働が妨げられるのも、明らかな設計ミスと言わざるを得ない。

全電源喪失に陥ったときに炉心を冷却するほぼ唯一の装置であるのに、それがさまざま故障を起こす状態では、信頼性に著しく欠けるというべきであり、現在、

債務者が債権者の安全性に欠ける点がないことを立証できたとは到底言えないのである。

6 ベントの問題

ベントとは、格納容器内の圧力が異常に高まったときに、容器破損を防ぐために圧力を逃す装置である。

1990年代から、日本の電力会社は自主的な取り組みとして、沸騰水型軽水炉においてベントの設置を行ってきた。しかし、加圧水型軽水炉については、沸騰水型軽水炉に比べて格納容器が大きく事故時も圧力が高まりにくいといった理由で、電力会社はベントを設置しなかった。

本件の大飯3号機及び4号機も、ベントは設置されていない。

しかし、加圧水型軽水炉であるスリーマイル原発では水素爆発が生じており、加圧水型でも水素爆発による異常な高圧の危険がある。ただ、スリーマイル原発では格納容器が航空機墜落対策で特に頑丈に作られていたために、ベントなしでも格納容器は破損しなかっただけである。

実際、欧州においては、加圧水型軽水炉においてもベントが設置されている。

そこで、今般の福島第一原発事故を経て、債務者は2015年までにフィルター付きベントを設置するとしている（甲84 48頁）。

フィルター付きとする理由は、福島第一原発事故において、フィルターなしにベントで放射能を放出・拡散させたことが福島県をはじめとする各地の環境を著しい放射能汚染状態に至らせたことの教訓化である。

このこともまた、従来の安全審査基準ではフィルター付きベントの設置が定められておらず、過酷事故を想定した何重もの安全装置を備えたとする「安全神話」の破綻を物語っている。

かつ、欧州の標準的設備であるベントすら大飯3号機及び4号機に未だ設置されておらず、3年後まで存在しないというのである。これでは、現在、債務者が債権

者の安全性に欠ける点がないことを立証できたとは到底言えないのである。

7 免震事務棟が未設置の状態での再稼働は、事故発生時の対策が後手に回ること
これまでに再三指摘したとおり、「四閣僚判断基準」は、原発の安全基準として
の前提を欠いている。

しかし、関西電力が、四閣僚判断基準の発表から3日後の2012年（平成24年）4月9日に、枝野幸男経済産業相に提出した「大飯発電所3、4号機における更なる安全性・信頼性向上のための対策の実施計画」（以下「工程表」という。甲84）によっても、過酷事故発生時の対策が後手に回っていることは明らかである。

工程表によると、「福島第一原子力発電所のような地震・津波が重畳する過酷な状況においては、地震・津波の両方に耐性を有する指揮所が必要となる。既存の緊急時対策所が使えない場合には、地震や津波への耐性があり、放射性物質の流入を防止する換気空調設備を有する中央制御室横の会議室を緊急時の指揮所として確保しており、今後、訓練にて改善を図っていく（訓練を平成24年3月18日に実施）。また、指揮機能のみならず、事故時の資機材保管、対応要員収容も考慮した免震事務棟を建設することとしているが、今後、詳細な工程を詰めていく際、出来る限り竣工時期を前倒しし、平成27年度に運用開始できるように検討を進めることとする」とされている（甲84 3頁）。

福島原発事故の事故処理にあたり、免震事務棟の果たした役割は大きいということ
は再三指摘されている。

福島第一原子力発電所の免震重要棟は、平成19年7月の新潟県中越沖地震が発生した際に、東京電力柏崎刈羽原子力発電所において、対策本部が設置される予定であった事務本館が被災し、事務本館の外で初期対応をせざるを得なかった教訓を踏まえて、平成22年7月から運用開始されたものである。免震重要棟は、震度7クラスの地震が発生しても初動対応に必要な設備の機能を確保できるよう

に、地震の揺れを押さえる免震構造が採られ、緊急時対策室、会議室、通信設備、空調設備、電源設備を備えたものである（甲 8 5 7 7 頁脚注）。

福島第一原発内の免震重要棟は、事故のわずか半年前に設置されたものであったが、事故処理の拠点となった。

大飯原発には免震事務棟はなく、工程表によっても、「平成 2 7 年度に運用開始できるように検討を進める」とするにとどまっている。平成 2 7 年度の運用開始を約束したものではないことに注意すべきである。

債務者はこの点、免震事務棟の代替となるスペースが中央制御室横に現存することを指摘し、免震事務棟が未設置でも問題ないと主張するかもしれない。しかし、これは目くらしの説明に過ぎない。

福島原発事故からも明らかのように、いったん事故が起きれば、短期間に収束するとは断じきれないほど原発事故は深刻である。その場合、大量の作業員の安全を確保し、防護服その他の資材を安全に保管する設備として、耐震性を備えた中央制御室横のスペースで足りるかどうかの検証は十分になされていないと言わざるを得ない。

免震事務棟は、津波と地震が重畳的に発生した過酷な状況を想定した施設でなければならない。そのことは「工程表」も認めているところである。現存する設備がそれには及ばないからこそ、免震事務棟の設置を前倒しすることの必要性を債務者は自ら認めているのである。

現存施設は、あくまでも、「とりあえず」の施設に過ぎないことは明らかである。

福島原発事故を踏まえて、九州電力や北海道電力など免震事務棟の早急の設置を表明しているところである（甲 8 6 , 甲 8 7 ）。

重大事故の現場指揮所として不可欠の役割を有する免震事務棟が設置されていない現状において、再稼働することなど言語道断である。したがって、債務者が債権者の安全性に欠ける点がないことを立証できたとは到底言えないのである。

8 進入路の複線化問題

大飯原子力発電所は半島の突端に位置し、半島の先に通じる進入路は、現在1本だけである。この道路が、津波、山崩れ等により通行不能となった場合、車両が現場に向かうことは不可能になる。

道路復旧がなされるまでに、全電源喪失状態からの回復は可能であるのか、作業員の補充はいかにするのか、修理資材の搬送はどのようにするのか。

我々が福島第一原発事故において目の当たりにした非常事態が再来することは、容易に想像できる。

債務者はこの点についても、具体的な説明をしていない。

9 斜面の安全性

大飯原子力発電所の斜面についての安全評価は、今に至るも終了していない。1号機及び2号機の斜面が崩落する恐れがあるため、2年後の2014年度から工事を行う計画であるとのことである。崩落のおそれがある斜面の下には、電源車1台が未だ据えられている。

2年後まで、全交流電源喪失時に稼働すべき電源車が斜面崩落により機能しなくなる事態が放置されるということである。

これではやはり、債務者が安全性に欠ける点がないことを立証できたとは言えない。

第4 周辺自治体・諸団体が再稼働に慎重・反対意見を示していること

1 自治体等の意見書，声明文が次々と出されている

大飯原発3号機，4号機の再稼働については，周辺自治体その他諸団体が次々と反対意見を表明している。自治体等の主な意見書は次のとおりである。

主体	日付	表題	証拠
大津市議会	3月16日	福島第一原子力発電所事故の原因究明等 がなされていない中での、福井県に立地する 定期検査中等の原子力発電所の再稼働を認め ないことを求める意見書	甲61-3
越前市議会(福井県)	3月19日	拙速な再稼働に反対する意見書	甲61-1
向日市議会(京都府)	3月21日	国の新たな基準が示されるまでは原発の再 稼働を認めないことを求める意見書	甲88-1
京都府議会	3月22日	原子力政策に関する意見書	甲61-4
滋賀県議会	3月23日	福島第一原子力発電所事故の原因究明等 がなされていない中での、福井県に立地する 定期検査中等の原子力発電所の再稼働を認め ないことを求める意見書	甲61-2
京田辺市議会	3月29日	大飯原発3・4号機の再稼働について慎重な 対応を求める意見書	甲61-7
滋賀県議会	4月24日	国民的理解が得られない中での原子力発電 所の再稼働をしないことを求める意見書	甲88-2
佐賀県議会	4月26日	関西電力大飯原子力発電所3号機及び4号機 の早期の再稼働に反対する意見書	甲88-3
京都府市長会	4月17日	原子力発電所再稼働に関する決議	甲61-5
大阪弁護士会	4月24日	関西電力大飯原子力発電所の拙速な再稼働 に反対する会長声明	甲88-4
岐阜県議会	5月8日	原子力発電所再稼働に関して国の慎重な対 応を求める意見書	甲88-5
日本科学者会議	4月10日	安全性に関する新たな判断基準に基づく大 飯原発3,4号機の再稼働に反対し,現存す るすべての原発の廃止を求める	甲88-6
日本ペンクラブ	4月20日	大飯原発再稼働に強く反対する	甲88-7

2 各意見の内容抜粋

大きくは、【福島原発事故未説明】【ストレステスト未確認】【安全審査基準の未再考】【原子力規制庁未設置】【総合的な体制の未整備】さらには【使用済燃料処分の目処なし】、また【立地の危険性】【事故時の影響の甚大さ】【周辺自治体への考慮なし】といった懸念・批判が各地から挙がっている。

(1) 大津市議会意見書

・「現在、国会に東京電力福島原子力発電所事故調査委員会が設置され、事故にかかる経緯及び原因の究明が行われているが、調査の結果及び提言の取りまとめは平成24年6月の予定である。」【福島原発事故未解明】

・「…大飯原子力発電所3号機及び4号機においては、事業者が実施した発電用原子炉施設の安全性に関する総合的評価について…、現在、原子力安全委員会がその審査結果を確認しているところである。」【ストレステスト未確認】

・「この原子力発電所は多くの活断層が存在する危険な地域に立地しており、いつ地震が起きてもおかしくない危険な地域である。」【立地の危険性】

（2）福井県越前市議会意見書

・「東京電力福島第一原発事故から1年が経過したが、事故施設の設備損傷状況や、炉心溶融の状態を含めた原子炉内の状況はいまだ十分な把握がなされていない」「真相究明を待たずに再稼働することは、ありえない」【福島原発事故未解明】

・「「地震対策」や「津波対策」、「電源喪失対策」などについて新たな最高の「技術的安全基準」を十分に満たすことは当然のこと…」【安全審査基準の未再考】

（3）京都府向日市市長所見

「国が福島第一原子力発電所事故を反映した暫定的な安全基準を示すことが大前提」【安全審査基準の未再考】

（4）京都府議会意見書

・「…ストレステストは机上の調査にすぎず、再稼働の判断材料とするには、あまりにも不十分である。」「再稼働にあたっては地震や津波、高経年化の影響など福島第一原子力発電所事故の原因究明から得られる知見をもとに、国が新たな安全基準を設定し、これに基づき、プラントの安全性を厳格に検査・確認するという手続が必要である。」【安全審査基準の未再考】

（5）滋賀県議会意見書（平成24年3月23日付）

・「現在、国会に東京電力福島原子力発電所事故調査委員会が設置され、事故にかかる経緯および原因の究明が行われているが、調査の結果および提言の取りまとめ

は平成24年6月の予定である。」【福島原発事故未説明】

・「…大飯原子力発電所3号機及び4号機においては、事業者が実施した発電用原子炉施設の安全性に関する総合的評価について…、現在、原子力安全委員会がその審査結果を確認しているところ…」【ストレステスト未確認】

(6) 京田辺市議会意見書

・「…事故はいまだ収束に程遠く、事故原因究明と解明は行われていない。」【福島原発事故未説明】

・「ストレステストは、どの程度の地震や津波に耐えられるかという机上の計算でしかなく、安全性の保証にはならない。」「原発事故の原因の真相究明が終わらなければ、当然、新たな原発事故を防ぐための改善策や解決策が見いだせず、3月1日以前と同じ法律、同じ組織、同じ基準で原発の安全性を確認し再稼働を判断することは、到底国民の納得は得られない。」【安全審査基準の未再考】

(7) 滋賀県議会意見書(平成24年4月24日付)

・「…一たび当該発電所で事故が発生すれば、…、近畿1,450万人の命の水源である琵琶湖を汚染させる…」【事故時の影響の甚大さ】

・「いまだ福島第一原子力発電所の事故の実態および原因が究明されていない」【福島原発事故未説明】

・「暫定的な安全基準に基づき再稼働しようとする政府の動きは余りにも拙速で到底国民の理解が得られるものではない」【安全審査基準の未再考】

(8) 佐賀県議会声明

・「まずは、福島第一原子力発電所の大規模な事故の徹底的な原因究明や分析、検証を行い、それを踏まえて安全基準や防災計画等をきちんと作成した上で、住民の意見を聴きながら総合的に考える必要がある。」【福島原発事故未説明】

・「国は、事故の検証や総括を行わないまま、短期間で安全性の基準をつくり、その後、大飯原子力発電所3号機及び4号機が安全との政治的判断をしている。」

・「本年4月1日から発足する予定であった原子力規制庁は、…未設置のままであ

り、客観的に監視や評価、規制を行うための組織は従来のままの状況である。」【原子力規制庁未設置】

(9) 京都府市長会決議

・「福島原子力発電所事故はまだ収束しておらず、本格的な原因究明はこれからの状況において、国の示している基準は住民の合意が得られているとは言い難いものである。」【福島原発事故未説明】

・「原子力発電所の安全確認については、福島第一原子力発電所事故から得られた科学的知見を反映した基準が設定され、さらに、中立的な第三者機関の下での安全確認が行われる仕組みが構築されていることが必要である。」【安全審査基準の未再考】

・「原子力発電所立地県に隣接する京都府及び関係市町村も、原子力発電所に係る意思決定のプロセスに関わる仕組みの構築も求められる。」【周辺自治体への考慮なし】

(10) 大阪弁護士会会長声明

・「福島第一原子力発電所の事故原因の究明も未だ完了していない。」【福島原発事故未説明】

・「政府は、原子力行政を改革するため環境省のもとに原子力規制庁を設置しているとされているが、今もその目処は立っていない。原子力規制庁が設置されない段階では、原子力発電所を再稼働させて事故が起こった場合、その再稼働の責任や事故収束の指揮系統は不明確なままである。」【原子力規制庁未設置】

・「簡易な一時評価（ストレステスト）のみでは再稼働の判断はできない」「再稼働の可否は、本来、福島第一原子力発電所の事故の原因究明がなされ、その結果を踏まえて安全指針類を改訂し、その新指針に基づいて判断されなければならないものである。」【安全審査基準の未再考】

(11) 岐阜県議会声明

・「今回の新たな安全基準は、本来は原子力安全委員会の審議を経て決定すべきも

のであるが、政治判断の名のもとに、専門的知識も持ち合わせていない四大臣の会合で決定されたものであり、何の法的根拠も有していないと言わざるを得ない。」

【安全審査基準の未再考】

・「…福島第一原子力発電所の検証が十分にできていない状況で、このような重要な基準が、審議の状況を国民に公開することなく策定されたことに対し、大きな疑問を抱く…」【福島原発事故未説明】

・「…地元の意思を軽視した政府の手法は、あまりに稚拙で不見識と言わざるを得ず、原子力発電所周辺自治体議会である本県議会としては、容認できるものではない。」【周辺自治体への考慮なし】

(12) 日本科学者会議声明

・「原発の危険から国民の安全を守るための、責任ある総合的な体制が出来ていない」【総合的な体制の未整備】

・「軽水炉の本質的欠陥はどこにあるか、福島事故に基づく十分な解析が行われていない」【福島原発事故未説明】

・「原子炉によって発生する使用済み燃料及び高レベル放射性廃棄物の処分の目処が立っていない」【使用済み燃料処分の目処なし】

・「事故発生に際して被害が生じる近隣自治体の同意が得られていない」【周辺自治体への考慮なし】

・「ストレステストそのものはコンピューター計算による机上の防災訓練であり、また一時評価では安全限界（クリフエッジ）を超えた事故シナリオの追求も行われておらず、本当の意味で耐性限界を超えたテストといえない」「原発の安全性にかかわる新たな判断基準は、原発の再稼働ありきの立場からの政治的判断である」【安全審査基準の未再考】

(13) 日本ペンクラブ声明

・「…福島第一原発は、各号炉の内部に近づくことすらできず、いったい何が起き、現在どうなっているのかもわかっていない。にもかかわらず、他の原発一般に

ついて、机上のストレステストのみで安全性を確認したとする政府判断には信頼を置くことはできない。」【福島原発事故未解明】

・「まして、その判断のもとになった評価を、これまで原子力規制をおこたり、数々の失敗を重ねてきた原子力安全保安院が担うということは、とうてい国民が納得できることではない。」【原子力規制庁未設置】

・「再稼働をめぐる判断は、政権の一部や原発立地の一自治体のみでなされるべき問題でないことは明らかである。」【周辺自治体への考慮なし】

3 小括

上記意見書や声明文は、原子力発電所において、いざ深刻な事故が起きた場合には、市民の生命・身体・財産に取り返しが付かない事態を招来するという福島原発事故の壮絶な実体験を前提に、福島原発事故の原因究明がなされておらず、新指針が策定されていない段階で、大飯原発3号機、4号機を再稼働することに心底からの懸念を示すものである。

例えば、大飯原発が所在するおおい町のある福井県の自治体である越前市議会は、「史上最悪で深刻な原子力災害となっている東京電力福島第一原発事故から1年が経過したが、事故施設の設備損傷状況や、炉心溶融の状態を含めた原子炉内の状況はいまだ十分な把握がなされていない」という問題意識のもとで、「過去の人災の歴史においてそうであったように、人の生命や財産を奪うような事故・事象は、その真の原因を追及し、二度とその過ちを犯さないことが犠牲者へのせめてもの償い等であることから、真相究明を待たずに再稼働することは、あり得ない事態である。」と指摘する。

そのうえで、「原子力発電所周辺における複数の活断層との連動による地震の可能性について科学的根拠に基づく徹底的な調査を行なうこと」など5項目の実現を強く求めている。

その他の自治体の意見書も、「国民的理解が得られない中での再稼働をしないこと」を求めたり（滋賀県議会）、「再稼働に当たっては、地震や津波、高経年化の

影響など福島第一原子力発電所事故の原因究明から得られる知見をもとに、国が新たな安全基準を設定し、これに基づき、プラントの安全性を厳格に検査・確認するという手続が必要である」と指摘したり（京都府議会）、本申立てと同様の視点から、拙速な再稼働に強い警鐘を鳴らしている。

また、原発立地県である佐賀県議会も、「東京電力福島第一原子力発電所の重大事故は、国や電力会社がつくった安全神話を根底から得突き崩すもので、一度事故が発生すれば広範囲の地域に放射能汚染の被害をもたらし、住民の生命はもちろん、平和な家庭生活が一瞬で出来なくなることは、私たちが今回の事故で身をもって得た教訓である」とし、今夏の電力需給の逼迫を理由とした再稼働に反対している。

国及び債務者が、大飯原発3号機、4号機の再稼働に向け、政治的な画策をするなか、このような意見書・声明が連綿と出され続けている。この事実は、まさに原発事故被害の直接被害者である市民（枝野幸男経済産業相が4月2日の参院予算委員会で、「日本全国にあの福島事故は直接、間接の影響を及ぼしています。そういう意味では日本全国が地元だと思えます。」と答弁したことは極めて理に適っている。）が、現状での再稼働に具体的に不安を感じていることをあらわしている一方、国、債務者を含めた主要電力会社は、こうした不安を解消するための誠意ある対応をまったくしていないこと、むしろ、真実を隠したまま、根拠のない新たな安全神話で再び市民の生命・身体・財産を脅かそうとしていることを物語っている。

国民の生命・身体・財産が未曾有の危険にさらされるという経験をした我が国在住の市民の声を反映したこれらの真摯な意見書、声明文の内容に率直に耳を傾ければ、今、大飯原発を再稼働することの歴史的愚劣さは優に理解することができるはずである。

以上